

2026年3月31日制定

2026年5月27日改正

開志創造大学 内部質保証方針

内部質保証を推進するための基本的な考え方

1. 本学の建学の精神や理念、建学の精神にもとづく大学の教育研究目的、教育目標の実現に向け、自主的かつ自律的に行った自己点検・評価結果および認証評価などの外部質保証の結果を活用した継続的な改善に取り組み、教育研究及び中期的な計画を踏まえた大学運営全般の質を保証する。
2. 大学の全学的な内部質保証の推進を担う組織を、内部質保証推進委員会とする。学部・大学院等の教育・研究等における自己点検・評価は自己点検・評価委員会において実施し、将来計画推進委員会で定期的に点検を行う。内部質保証推進委員会はその結果をもとに一連のPDCAサイクル（自己点検・評価）の有効性を点検・評価し、フィードバックすることで教育研究及び諸活動の改善を図る。
3. 広く社会の意見を内部質保証に活かすため、諮問委員会を積極的に活用する。
4. 自己点検・評価活動をはじめとする内部質保証推進の状況について、社会的公表を行う。

内部質保証を推進するための運営体制と組織の権限・役割等

1. 学部・大学院等の教育・研究をはじめとした活動については、3ポリシーや中期計画にもとづき単年度ごとに作成する事業計画およびアクションプランに基づき翌年度に自己点検・評価を行い、その結果を将来計画推進委員会・自己点検評価委員会において集約し、内部質保証推進委員会に報告する。
2. 内部質保証推進委員会は、学部・大学院等のPDCAサイクル（自己点検・評価）の有効性を点検・評価し、必要に応じて改善内容を付記して各機関等にフィードバックする。

内部質保証を推進する組織に係る自己点検・評価の方針

1) 全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の点検・評価

1. 内部質保証推進委員会は、方針に基づいた一連の活動を自己点検・評価し、その結果を諮問委員会に報告する。
2. 諮問委員会からの提言に基づき、内部質保証の体制の適切性・有効性を検証し、適宜改善に取り組む。
3. 内部質保証推進委員会は、経営と教学の重要事項について協議する総務会および学内連絡会にも一連の活動を適宜報告し、経営の側面から改善を要する事案が発生した場合の支援策等について提言を受ける。

2) 関連規程等

1. 大学の全学的な内部質保証推進組織である内部質保証推進委員会の職務や役割、運営に関しては、「開志創造大学内部質保証推進委員会規程」に定める。
2. 諮問委員会に関しては、「開志創造大学諮問委員会規程」に定める。

開志創造大学における内部質保証推進組織体制図

